

島根県高齢者居住安定確保計画 概要

第1章 計画の背景・役割等

【本計画の役割】住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給及びその促進に必要な事項等、高齢者の住まいの安定確保に関して必要な施策を定める。

【計画期間】平成24年度から平成29年度
(ただし、高齢者の住まいの供給の目標は平成27年度に見直しを行う。)

第2章 高齢者の住まいと重点配慮高齢者世帯

住まいの確保にあたっては、高齢者のうち要介護等高齢者^{※1}であって、借家に居住する高齢者単身及び高齢夫婦世帯を**重点配慮高齢者世帯**と位置付け、優先的な対応を進める。

(重点配慮高齢者世帯数の推計) 平成26年度末で580世帯、平成29年度末で610世帯

※1 要介護高齢者、要支援高齢者及び二次予防事業対象者(要介護又は要支援となる恐れの高い状態にあると認められる高齢者)

第3章 高齢者の住まいの供給の目標

供給の目標を定める高齢者の住まい	供給目標〔H26〕	供給目標〔H29〕
サービス付き高齢者向け住宅(公的供給)	0戸	30戸
シルバーハウジング	120戸	250戸
高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅	210戸	330戸
養護・軽費老人ホーム(特定施設除く。)	養護老人ホームは、現状の施設数及び定員数を維持し、軽費老人ホームは、計画的な供給に向けた取り組みを進める。	
有料老人ホーム(特定施設除く。)	届出制度の活用により、民間事業者による適正なサービス提供を図る。	
サービス付き高齢者向け住宅(公的供給以外)	民間事業者による供給を積極的に誘導する。	

第4章 供給の目標の達成に向けた施策

施策の方向性	供給の目標の達成に向けた施策
(1) 高齢者に対する住まいの供給の促進	1-1 重点確保要配慮者世帯に対する公共賃貸住宅の供給 1-2 その他高齢者の入居に配慮した公共賃貸住宅の供給 1-3 民間が供給する生活支援施設サービスの付いた住まいの供給促進 1-4 要介護等高齢者への適切な住宅・施設等の供給
(2) 高齢者の入居に適した賃貸住宅の普及、情報の提供等	2-1 高齢者が安心して住み続けられる制度の活用 2-2 民間の賃貸住宅の賃貸人等への啓発 2-3 高齢者向け住まいに関する普及啓発
(3) 高齢者の生活支援体制の確保	3-1 公的賃貸住宅における高齢者生活支援体制の確保 3-2 高齢者に対する地域の見守り体制の構築 3-3 高齢者に対する在宅支援の推進 3-4 介護に携わる者に対する研修・支援

※その他の高齢者の居宅の安定確保に関して必要な事項を定める。